

「あきる野市いじめ防止基本方針」の概要

いじめ防止の基本的な考え方

- 地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を守るために、あきる野市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関及び東京都が連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。だから、いじめを絶対に許さないという毅然とした対応とともに、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されることが必要です。

いじめ防止のための五つのポイント

- 1 「おとなが手本のあきる野市」の実践
- 2 いじめ撲滅三原則（するを許さず、されるを責めず、いじめに第三者なし）の徹底
- 3 特別支援教育の推進
- 4 教員の指導力の向上と組織的な取組の推進
- 5 保護者・地域住民・関係機関と連携した取組の推進

市における取組の例

- 1 あきる野市いじめ問題対策連絡協議会の開催（年2回程度）
- 2 いじめに関する相談体制の整備
- 3 いじめ問題担当者兼教育相談担当者連絡会の開催（年3回）
- 4 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の実施（年3回）
- 5 学習集団アセスメントの実施
- 6 「いじめをなくそう」子ども会議の実施
- 7 特別支援教育の推進
- 8 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
- 9 いじめ防止に向けた教員の指導力の向上
- 10 町内会や自治会、地域住民及び関係機関と連携した取組の推進

学校における取組の例

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校いじめ問題対策委員会の開催
- 3 未然防止、早期発見に重点を置いた取組の実施
 - (1) 未然防止
 - ① いじめ撲滅三原則の掲示及び学級活動等での徹底
 - ② 道徳教育の充実
 - ③ 「いじめについて考える日」の実施（月1回）
 - ④ 「いじめに関する授業」の実施（年3回）
 - (2) 早期発見
 - ① 定期的なアンケート調査や担任等による面談の実施
 - ② 養護教諭やスクールカウンセラー等による相談体制の充実
 - ③ 学習集団アセスメントの活用
 - ④ スクールカウンセラーによる小学校5年生及び中学校1年生との全員面接の実施

